

記者会見資料

《 納税対策室 》

キャッシュカードによる市税等口座振替受付サービスの開始について

1 サービスの概要

市税等口座振替申込手続きが、より簡単・迅速に行えるよう、キャッシュカードにより瞬時に申込手続きが完了する「市税等口座振替受付サービス」を茨城県内の市町村で初めて開始します。全国的には、山梨県韮崎市が平成19年4月からサービスを開始しています。

これにより、従来の「市税等口座振替納付依頼書」での申込手続きの他に新たなサービスが加わり、市民の納税環境の向上が図られます。

2 従来の申込手続きとの比較

(1) 従来、市税等の口座振替を希望する方は、金融機関の届出印を押印し、必要事項を記入した「市税等口座振替納付依頼書」を金融機関または市役所納税対策室の窓口を持参していました。

しかし、今回開始するサービスは、自治体と金融機関を結ぶネットワークを活用して行うため、市役所納税対策室設置の専用端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、その場で手軽に申込手続きができるようになります。(ただし、本人確認のため、免許書等の提示は必要です。)

(2) また、口座振替開始が、「市税等口座振替納付依頼書」の場合には申込月の翌月からですが、申込日から2週間となり、期間短縮となっています。

3 申込手続き窓口 市役所内納税対策室

4 対象税目等

市・県民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税，介護保険料，後期高齢者医療保険料(すべて普通徴収分に限りませす。)

5 取扱金融機関とサービス開始日

(1) 9月1日から ……常陽銀行

(2) 9月2日から ……水戸信用金庫，銚子信用金庫，佐原信用金庫

(3) 10月4日から ……ゆうちょ銀行

なお、取扱金融機関は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の正会員となりますが、上記の金融機関で口座振替納付の約7割を占めています。